

## 会 議 録

名 称	第 2 回市川市下水道事業審議会	
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 ・ 非 公開の別 ※非公開の場合は 公文書公開条例第 8 条の項号を記載 する	1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について (公開) 2 平成 26 年度以降の使用料における消費税の取扱について (報告) (公開)	
開 催 日 時 場 所	平成 25 年 11 月 1 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分 市川市役所 3 階 第 4 委員会室	
出 席 者	委 員	金子委員、清水委員、宮本委員、出口委員、石井委員、吉田委員 阿部委員、塚越委員、坂野委員、佐藤委員、知久委員、鶴田委員 新井委員
	事 務 局 (所管課)	河川・下水道管理課
	関 係 課 等	河川・下水道計画課、河川・下水道管理課、河川・下水道整備課
傍 聴 区 分	可 ( 0 人) ・ 不可	
会 議 の 概 要	※詳細別紙	
配 布 資 料	《配布資料》 ・ 審議会資料 1 江戸川左岸流域下水道の概要について ・ 審議会資料 2 平成 26 年度以降の使用料における消費税の取扱に ついて (報告)  《参考資料》 ・ 市川市下水道事業審議会条例 ・ 市川市下水道事業審議会員名簿	
特 記 事 項		

様式第 6 号別紙

第 2 回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 25 年 11 月 1 日（金）午後 2 時 00 分～午後 4 時 10 分
- 2 場 所：市川市役所 3 階 第 4 委員会室
- 3 出席者：  
委 員 金子委員、清水委員、宮本委員、出口委員、石井委員、吉田委員  
阿部委員、塚越委員、坂野委員、佐藤委員、知久委員、鶴田委員  
新井委員  
市川市 東條等（水と緑の部長）、田村恭通（水と緑の部次長）、宮本豊尚  
（水と緑の部次長）、高久利明（河川・下水道計画課長）、森田敏裕  
（河川・下水道整備課長）他
- 4 主な内容：
  - 1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について （公開）
  - 2 平成 26 年度以降の使用料における消費税の取扱について （公開）

《配布資料》

- ・ 審議会資料 1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について
- ・ 審議会資料 2 平成 26 年度以降の使用料における消費税の取扱について

《参考資料》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
- ・ 市川市下水道事業審議会員名簿

【 午後2時開会 】

出口会長：

みなさま、こんにちは。

予定の時間よりほんの少し早いんですけれども、ご出席の委員の皆さまおそろいだということですので、ただいまより、平成25年度第2回市川市下水道事業審議会を開会させていただきたいと思いません。本日はお忙しい中当委員会にご出席いただきましたことお礼申し上げます。

本審議会は、市川の皆様にとっても、行政にとっても大切な審議会でございますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、事務局より事務連絡をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

まず、はじめに、事務局よりご連絡をさせていただきます。

本日、高橋委員、杉浦委員より欠席との連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

本審議会の開催につきましては、下水道事業審議会条例第7条の2項の規定のより、半数以上の委員の方が出席されておりますので、成立していることを報告申し上げます。

次に、本日の審議会につきましては、お手元に配布いたしました会議次第に従いまして進めて参りたいと思ひます。

それでは、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・ 審議会資料1 江戸川左岸流域下水道事業の概要について
- ・ 審議会資料2 平成26年度以降の下水道使用料における消費税の取扱について

《参考資料》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
  - ・ 市川市下水道事業審議会員名簿
- となっております。

事務連絡は以上でございます。

事務局： 続きまして、会議の進め方についてご説明いたします。  
まず初めに、会議の公開についてでございますが、市が主催いたします審議会等につきましては、「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」に基づきまして原則公開となっております。したがって、本審議会につきましても公開することといたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局： それでは、出口会長よろしくお願ひいたします。

#### (1)江戸川左岸流域下水道事業の概要について

出口会長： 本日、傍聴の方はおられますか。おられないですね。  
それでは、みなさまのお手元に資料があることを確認しましたので次第に沿って進めさせていただきます。  
本日の審議会の次第(1)江戸川左岸流域下水道事業の概要について、千葉県江戸川下水道事務所、鶴田所長よりご説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

鶴田所長： 皆さんこんにちは。ただいま、ご紹介いただきました、千葉県江戸川下水道事務所長の鶴田でございます。

日頃から江戸川左岸流域下水道事業の整備や普及推進につきましては、市川市さんには特にご理解とご協力を頂いておりますことをこの場をおかりしまして、感謝申し上げます。

私からは、江戸川左岸流域下水道の説明ということで維持管理の状況を含めまして、お手元に配布させていただきました資料、カラー刷りパンフレットと、先ほど説明のありました、審議会資料(1)江戸川左岸流域下水道事業の概要について、これを用いましてご説明させていただきます。

まず初めに、パンフレットを開いていただきたいと思ひます。パンフレットを開いていただきますと、江戸川左岸流域下水道全体計画図というものが記載されていると思ひます。この江戸川左岸流域下水道というものは、江戸川を流域とする北は野田市から南は浦安市までの、そこに緑色で囲ってある8市の、家庭や事業所等から発生する下水を広域的に集めまして、終末処理場と呼ばれる施設において微生物等の力を借りて、浄化いたしまして、公共用水域に放流する大規模な下水道であります。施設は江戸川第二終末処理場とし

て昭和56年4月から供用しており、河川等への水質保全であるとか、健康的で住みやすい都市づくりといった面で寄与しているという風に自負しているところがございます。ただし、先ほど8市と言いましたが、鎌ヶ谷市につきましては、流域の幹線であります市川幹線と呼ばれる線が図面上あるかと思うんですが、これがまだ未整備の状況にあるため未供用の状況になっているということでもありますので、今現在、流域の7市の下水を受け入れ処理している状況でございます。下水道のしくみを含めパンフレットにはいろいろな情報を載せてありますが、このへんのところは後でゆっくりご覧いただくことといたしまして、もう一つお配りしました審議会資料(1)「江戸川左岸流域下水道事業の概要について」を用いまして、事業の概要について詳細にご説明させていただきます。

それでは1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度末までの進捗状況についてでございますが、県が流域関連事業として実施する全体計画の総事業費3,820億円でございます。その内2,933億円を執行しており、進捗率といたしましては、約76パーセントとなっております。施設別に申し上げますと、管渠につきましては計画延長約111.5kmに対し、約90.6kmが完成しております。進捗率は、約78%となっております。幹線管渠ごとの整備状況の詳細は、表に記載のとおりであります。江戸川・松戸・市川幹線等の一部に未整備区間がまだあるという状況でございます。一方、処理場につきましては、計画処理能力1日当たり約76万tこれは、下水道認可上の数値で単位は日最大という単位を使っております。76万tに対し、60%の約46万tの処理施設が完成しております。今後も増大する汚水の増加に対応するために、平成23年度からは、平成29年の供用に向け、別名行徳富士と呼ばれている場所に、江戸川第一終末処理場の建設を現在進めているところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

今年度、実施を予定しております整備事業でございますが、補助事業・単独事業と合わせまして60億5千8百万円の執行を予定しております。初めに、幹線管渠の整備であります。継続工事として市川幹線402-2工区及び松戸幹線402工区の整備を進めるとともに、今年度は、新たに未整備区間の市川幹線502-1工区、502-2工区、松戸幹線501-1工区、501-2工区、501-3工区の5つの工区のシールド及び推進工事を実施いたします。

なお、市川幹線の2工区につきましては、すでに工事は発注済みであり、松戸幹線につきましても、3つの工区のうち2工区は工事の発注公告済みでありまして、残りの1工区も年度内発注の準備を進めており、これらの区間の工事を実施することによりまして、松戸幹線と市川幹線の未整備区間の整備は完成する運びとなります。

次に、第二終末処理場の整備、主に修繕工事となりますが、継続工事としてNo.1低段汚水ポンプの機械・電気設備改築工事のほか1件の工事が施工中であり、新規工事としては、重力濃縮槽汚泥掻寄機更新工事のほか、1件の工事を予定しております。

続きまして、江戸川第一終末処理場の整備でございますが、第一終末処理場につきましては、平成29年の供用に向け、平成18年秋から当初供用に必要な施設を整備するために必要となる第一期区域約10haの用地買収を進めてきており、現時点で買収対象面積7・7haのうち約6.4ha、約83%の買収が完了しておりますが、残りの約1.3haが未買収となっております。引き続き円滑な用地取得に向け地権者交渉を進めて参りたいと考えております。

今年度の事業に関しては、引き続き用地取得に努めるとともに、本体工事では、継続工事の主ポンプ棟土木・建築工事のほか、新規工事としては、水処理第一系列土木工事と第一放流幹線築造工事といった大きな工事を予定しておりまして、当該工事に関してはすでに工事発注の公告手続き済みとなっております。

続きまして維持管理の状況等についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

維持管理の状況でございますが、平成15年度から平成24年度までの処理水量、処理区域面積、水洗化人口の推移を年度ごとにまとめて、折線グラフと表にしてございます。平成24年度の処理水量は、約1億2千290万 $\text{m}^3$ これを、日平均にいたしますと、約34万 $\text{m}^3$ になります。分かりやすく説明しますと、東京ドームの容積が124万 $\text{m}^3$ といわれておりますので、3日半ほどで東京ドームがいっぱいとなる水量の下水を処理しているといったこととなります。

また、処理区域面積約9千708ha、水洗化人口約93万人で、表にはありませんが、流域全体での水洗化率は約93.3%、下水道普及率75.4%となっております。ちなみに、市川市は、それぞれ約91.8%と69.8%となっておりますので流域の平均を下回っている状況でございます。その要因としては、松戸・市川幹線が用地確保の問題で

整備が遅れたことにあると考えております。前年度の比較では処理水量で1.1%、処理区域面積で2.5%、水洗化人口1.1%でそれぞれ増加しております。

次に、流入水及び放流水の水質でございますが、下段の表に記載のとおり放流水1～8系列・東系列につきましては、いずれも指標とも法の排水基準の範囲内であり、良好な処理状況となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

本流域下水道の建設事業費と、その財源の推移でございます。

表(1)建設財源の推移ですが、前年度の平成24年度についてみますと、建設事業費は、全体で23億100万円となっており、その内訳は、国庫補助金が8億7,200万円が37.9%、起債が5億6,100万円が24.4%、各市からの負担金が6億7,100万円が29.2%、それに、一般財源・その他といたしまして1億9,700万円が8.6%となっております。また、全体事業費の75.0%にあたる17億2,500万円が補助対象事業でございます。

なお、過去10年間の事業費の内訳の推移は、棒グラフのとおりでして、平成19年度以降事業費は、減少傾向を示してきておりますが、今年度は、先ほどの説明で事業費が約60億円となっていること、今後も第一終末処理場の建設が本格化することなどから大幅に上昇するものと考えております。

続きまして5ページをお開きください。

管理費の状況についてご説明いたします。

維持管理費は、流域下水道施設を維持管理していくうえで必要な経費であり、元利償還費は、建設時に起債として発行した地方債の償還金でございます。平成24年度における維持管理費、処理場における水処理費や汚泥処理費及びポンプ場の維持などで59億300万円、元利償還費が19億700万円ございまして、合わせて78億1,000万円が管理費でございます。その財源の内訳は、供用している7市からいただいております負担金収入等として65億3,100万円と県の一般会計からの繰入金12億700万円、これをもって維持管理に充てているという状況でございます。なお、過去10年間の下水道管理費の推移については、表の棒グラフのとおりでございます。

また、資料にはございませんが、第二終末処理場の上部利用施設の利用状況等について、報告させていただきます。上部利用施設に

については、流域8市の皆様をはじめ、地元市川市や周辺自治会と協議のうえ、いこいの広場とスポーツ広場を整備しまして、一般の方々にも開放しているところであります。特に、スポーツ広場を中心に多くの方々に利用していただいております。

また、処理場に関しましては、平成24年度の実績として514人の方々に、視察をいただいている状況となっております。

最後になりますが、先の台風26号では処理場の処理能力を超える流入があり、松戸境にある市川ポンプ場が浸水し揚水停止の状況が生じ、その復旧に時間を要し、上流の松戸市や流山市に多大な迷惑をおかけする事態となりました。こうした事態を招く大きな要因は、大量の雨水が污水管に流入することが原因でありますので、市川市にあっても、下水道の普及推進のみならず不明水の対策にも本格的に取り組んでいただくことを切にお願いいたしまして私からの説明を終わらせていただきます。

出口会長：

どうもありがとうございました。

それではただいま、ご説明をちょうだいしたわけですがけれども、委員の皆様から何かご意見、あるいはご質問等ございましたらお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

はい坂野委員どうぞ。

坂野委員：

今、ご説明いただいたことは報告として受け取ればよろしいのか、審議なり議論とかする必要はあるのかお尋ねしたい。次に、不勉強で申し訳ないんですけれども、この江戸川左岸流域下水道事業と言うのは、污水だけなのか雨水も両方なのかと言うことと、あとひとつ、先ほど第一終末処理場は行徳富士のところに作られると伺いましたが、あの行徳富士の土というのはどういう風に処理されるのか、その3点を伺いたい。

出口会長：

それではまず、最初のご質問は事務局にお尋ねした方が良いのかなと思っておりますので、事務局お願いします。

事務局：

今の江戸川左岸流域下水道についてのご説明につきましては報告事項とさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

出口会長：

坂野委員そういうことですので、報告として受け止めていただければと思います。2点目3点目はご担当の鶴田委員からお願いいたします。

鶴田委員：

2点目は分流か合流かと言うことだと思いますが江戸川左岸流域



下水道につきましては分流でございます。

坂野委員： 雨水、汚水、両方の下水道事業ですか。

鶴田委員： 違います。流域下水道は汚水だけです。

もう1点は行徳富士の土ですが、あそこについては現状、外に持ち出さないという形で考えておりまして、全てあそこの中で土量バランスをとって整備するという形になっておりますので基本的には昔の地場に比べて4～5m高くなるのではないかという風に思っております。最終的にはですよ。ただし行徳富士のところに着手するのはまだ先の話でございまして、北側の方から一部を使ってやっておりますので、現在は行徳富士の高い山というのはさわっていない状況です。最終的に10年、20年後ぐらい先にはさわっていかなければならないと言うところでございます。それまでは多分いじらないという風に考えております。

坂野委員： と言うことは、事業としては20年、30年の長期スパンですすめるということですか。

鶴田委員： 基本的には汚水の流入水に合わせて汚水の施設を増設していきますのでその流入水が増えないうちの増設はしません。だから先行してやるかたちにはなるんですけども、今後の人口の動態とかありますのでそういったものをふまえてやっていくというかたちになります。一応計画としてはここ30ha用地を取得していきますけれども、計画を立て現在その内10haを使って事業を進めておりますので、第2期の工事も20haというかたちになるんですけども、その時点でも行徳富士のところは第1期が終わって2期、3期と段階を踏んで進めていきますのでいつごろと言う明言は出来ません。

坂野委員： あその土は内部にゴミが入っていてその上を覆土しているような形なんですか。

出口会長： 鶴田委員どうぞお願いいたします。

鶴田委員： うちの方で全て土質調査をしております。障害物等につきましては基本的には適切な産廃業者で処理しているという状態でございます。場所によって色々入っているという状況ございまして、どうしても処理できない産業廃棄物等につきましては、法律に基づいた処理をしています。土については持ち出さないということでございます。

出口会長： よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。はい阿部委員どうぞ。

阿部委員： ふたつありまして、ひとつ第二終末処理場については、今どのぐらいの稼働率になっているのか。もう一点は、今行徳富士の話が出ましたけれども、私はその行徳富士の関係する会合にも出ているんですが、行徳富士は当分やらないのは分かっていますが第一工事、この第一工事に今問題があって、これは別の機会に質問事項をしておりますので、現実に行徳富士を含めて工事を行うという説明は聞いていたんですが途中から話が段々ずれてきて今の第一工区、第二工区でほぼ処理場も全部出来上がりますので、行徳富士は当分やらないんじゃないかと。それは何故かと言うと人口の推移、計算していくと減っている人口の割合。人口が減ってきていますので、増える割合より減る人口の割合が多いんじゃないかと。そうすると行徳富士は最終的に使わないんじゃないかという風に考えているんですけど。その辺どうでしょう。

出口会長： それでは鶴田委員お願いいたします。

鶴田委員： それでは1点目の第二終末処理場ということでございますけれども平成29年に供用開始しなきゃいけないと言うことを話しましたので、その時点で第二終末処理場についてはほぼ満杯の状態という風にご理解いただきたいと思います。

2点目、行徳富士について、工事としてはやらないんじゃないかと言うお話ですけれども、それはあくまでも30haで行っておりますので、今の段階では私の方からやらないということは言えませんので、決定している以上はやると言うことで考えているということでご理解いただきたい。

出口会長： よろしいでしょうか。阿部委員どうぞ。

阿部委員： 私がなぜその質問をしたかと言うと、我々のように裏情報が入ってきたりしますと、行徳富士は地域の自治会や、地域の住民から、あそこは公園にしてもらえないかと言う陳情してくれないかと言う話が、私の耳にも入ってきております。実際下水道工事をしている関係者に聞きました。口は濁していましたがけれどもそういう話が全然無いなら出てくるわけがない。それで先ほど行徳富士の10年20年先の話なので分かりませんが今のところそういう動きが現実にあったんで、使いますか？使いませんか？と言う話をしたんですけども。

出口会長： ではご質問はよろしいですか。特に今の質問は回答を求めると言うものではないと思いますので、他に何かご質問とかご意見とかご

ございますか。はい、清水委員どうぞ。

清水委員： 平成25年度の事業費が60億円と言うことで、それからもっとかかるというお話をされましたけれども、総事業費は大体どのくらいかかるのでしょうか。それから、市の負担というのは大体ど何割くらいかということをお願いしたいのですが。

出口会長： それでは鶴田委員分かる範囲でお願いします。

鶴田委員： これから第一終末処理場を立ち上げるまでに300億円くらいかかるというのは、関連施設の整備と言うのがありますのでそれを考えるとそのくらいかかるのではないかということです。それから市の負担はどれくらいかというのは数字的にどのくらいか分からないので、その辺については私のほうからはお答えできないということをお願いいたします。

出口委員： 多分これは、事務局のほうの関係になるかと思しますので、もし今の清水委員の件のに関して数字の情報をお持ちでしたらお答えいただければと思います。

事務局： 江戸川左岸流域下水道につきましては、市の特別会計から大体16億円か18億円くらいの負担だったと記憶しております。今確認しますので。

出口会長： 清水委員、今正確な数字が必要ですか。

清水委員： 後でも良いです。

出口会長： 特にお急ぎではないと言うことですので、後ほどよろしくお願いたします。

事務局： それでは、具体的な数字は後程回答させていただきます。

出口会長： その他いかがでしょうか。それでは金子委員。

金子委員： 江戸川幹線、市川幹線、松戸幹線、ということで今所長のほうから江戸川幹線下水道は300億円くらいかかるとお話がありましたが、幹線が完成すれば市川市の枝管も今後整備していくことになっていくと思いますが、そうすると市川区域が枝管も含めて大体どれぐらの事業費がかかるのかということと、それから市の負担がそのうちどの位あるか、それから菅野処理場、これは合流式の処理場になっていますが、松戸幹線が開通すれば接続する計画になっていますけれども、外環は平成27年に開通の予定なんですけれどもそれに向けた放水が可能になっていくのかどうか、その辺の状況についても教えてください。

それから3点目は第二終末処理場の上部の施設なんですけど、いこ

いの広場とスポーツ広場がありますが、どこで管理していて維持管理はどこで出しているのか。それから、このスポーツ広場については、無料で開放しているということも聞いているんですが、そのへんの理由はどういう理由なのでしょう。迷惑施設ということで開放されているのかなとは思いますが臭いとかはあるのかなのか、その辺も含めて教えてください。

出口会長： 事務局をお願いします。

森田課長： 河川・下水道整備課長でございます。私からは最初の2点、今後の市の下水道整備事業費ということと、そして2点目菅野処理場の今後ということについて回答いたします。今後の事業費と言うことでございますが、公共下水道としては市街化区域で約1,000haほど、まだ未整備区域が北部を中心にありますが、こちらについては1ha当たりの整備単価というのは、地域によって下流と上流で違いますが過去の実績からしますと概ね1億円程度かかるものと考えておりますので、それからいたしますと概算でございますが、1,000億円が汚水整備にかかるという風に考えております。

そして2点目菅野終末処理場の今後についてですが、菅野終末処理場につきましては、全体計画といたしまして江戸川左岸流域下水道に含まれておりますので最終的には松戸幹線に流入し、江戸川第一、第二終末処理場、こちらの方で処理する計画となっております。今回、外環道路に合わせまして、松戸幹線が整備され接続する幹線は完成いたしますが、その先の、県で整備していただいている江戸川第一終末処理場が整備中ございまして菅野処理区の下水を今、処理場で処理している下水をつなぐには、この第一終末処理場の整備が必要でございます。ですので、先ほど、今後の処理区域の増大に伴い汚水の処理施設を増設していくと、県の方からご説明がありましたが、市川市といたしましては菅野下水処理場の老朽化が進んでいることから、菅野処理区の下水の早期接続が出来るよう江戸川第一終末処理場の系列の増設につきまして、今後も県の方に要望していきたいと考えているところでございます。私の方からは以上でございます。

出口会長： 鶴田委員、どうぞ。

鶴田委員： 上部利用のいこいの広場とスポーツ広場でございますけれども、上部利用施設の整備については県の方で行っております。その管理でございますけれども、スポーツ広場につきましては市川市のほう

をお願いしているということでございます。いこいの広場につきましては県の方で管理している状況でございます。スポーツ広場が無料なのはどうしてかということですが、私のほうから回答するのは違うと思いますが、基本的に皆さんに広く利用していただきたいという観点から、今のところ無料にしているのではないかなというふうに思っております。住民の方々に空いた施設を有効的に利用していただくために無料にしているのではないかと思っております。以上です。

出口会長： よろしいでしょうか。

金子委員： 市のほうの答弁では、1 ha、1 億円これは総事業費の概算ですよ。国庫事業になりますから、実際市の負担がどれ位なのか教えていただきたい。それから菅野終末処理場については分かりました。第二終末処理場のスポーツ広場は市川市が維持管理しているということですが、お金はかかっていないんですか。無料で開放するのは、非常に市民にとってはありがたいと思います。それが全市的に無料であれば非常にありがたい。ですけれどもやはり維持管理費が全然かかっていないのであればそれはそれで良いと思いますけれども、やはり不公平感があるんじゃないのかという声も市民から出ているんですけどそれについては市のほうでどういう見解でしょうか。まあスポーツ広場だから保健スポーツ部の方かもしれないのでその辺は意見として言わせていただきたいと思います。

以上です。

森田課長： 会長、河川・下水道整備課長でございます。

出口会長： はい、事務局お願いします。

森田課長： 河川・下水道整備課長です。今後の整備費用につきましてわたしの方からも補足させていただきたいと思います。先ほど今後1,000haと申しましたが、普及率向上の観点から今後の市街化区域で整備すべき面積が1,000haでございます。それを整備することによりまして、市川市としては概ね下水道普及率が97%までいきます。ですので、概ねの整備が整うというところまでいくんですが、残りの3%につきましては、市街化調整区域になっております。こちらにつきましては、街区も大きく、管の密度も小さいことから整備費用につきましてはまだ市川市としては実例がないもので、ちょっとこの点は算出していないということでございます。以上の点について補足させてください。また管渠整備費のうち国庫補助金として、現在、

社会資本整備総合交付金というものを受けて実施しております。これにつきましては、基本的に管渠は補助率2分の1となっております。ですので、概算いたしますと2分の1ということで半額となりますが、中には単独事業として行う部分もやむを得ずあり、道路復旧工事ですとかそういったところがございますので、今、わたしが1,000億円と言いました2分の1以下の交付金、補助金と言うことでご理解いただければと思います。整備費用につきましては以上でございます。

出口会長： はいどうぞお願いいたします。

東條部長： 水と緑の部長、東條です。上部利用のスポーツ広場の件でございますが、所管が保健スポーツ部となっております。使用料の見直し等が話題になっておりまして、その中でこの部分が含まれるのかどうか定かではございませんが、いずれにしましても今後料金の徴収をするのであれば、そちらのほうで検討していくことになるかと思っております。以上でございます。

出口会長： 鶴田委員どうぞ。

鶴田委員： ちょっと補足させていただきたいのですが、使用料の話ですけれども、市川市の方から我々のところに使用料を取りたいという話がきております。我々県としての回答としては使用料を取るのはやぶさかではないですよ。ただしそれは儲けるというかたちではなくて、維持管理にかかる範囲内で徴収してくださいというかたちでとりあえずお返ししてありますので、多分市の条例改正というものもありますのですぐと言うわけには行きませんので、早くても来年度4月1日そういう単位でそういう話があるのかなと言う風に我々としては理解しています。我々としては使用料を取る事についてダメですよという回答はしておりません。

出口会長： はいありがとうございます。ずい分時間も経ってききましたのであと何かご意見があるのであれば、1件くらいお受けして、次の内容に進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

金子委員： まだ1件回答をもらっていないんだけど。処理場の臭いの問題。

出口委員： お願いします。

鶴田委員： 江戸川第二終末処理場の臭いの話なんですけど、雨が降るとか、風のないときは、マンションが北側でございますが、多少臭いがするという話は聞いています。こちらのほうは脱臭装置とかそういったもので万全を尽くして対応していますので今のところ大きな問題に

はならないんですが、時々電話があることは事実でございます。要するにこちらでは汚泥は焼却していないんです。脱水ケーキで搬出処理していますのでどうしても開けるときに多少臭いが出る、もれるということがございますけれども、その辺、カーテンだとか対策を講じて対応しておりますので、大きな問題にはなっておりません。そのところで説明して理解していただいているような状況でございます。

## (2)平成26年度以降の使用料における消費税の取扱について

出口会長： はいよろしいですか。それでは今日の内容の1番目の江戸川左岸流域下水道事業の概要のご説明とそれについてのご質問等は今の内容で終わりにさせていただいて、次の内容に進めさせていただきたいと思えます。

それでは(2)平成26年度以降の使用料における消費税の取扱について、ということで事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、水と緑の部次長の宮本よりご説明させていただきます。

宮本次長： 水と緑の部次長の宮本でございます。

それでは(2)平成26年度以降の下水道使用料における消費税の取扱についてご説明いたします。こちらにつきましても、先ほどから申し上げておりますように、ご報告と言う形になりますのでよろしくをお願いいたします。

資料といたしましては、審議会資料2と、横長の、消費税率が変更になるタイミング、こちらになりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは審議会資料2でご説明いたします。

ご案内のとおり、本年8月に消費税率を上げるという法律改正が決定されました。それにより消費税率は平成26年4月1日より5%から8%に、さらに平成27年10月1日からは10%へと2段階にわたって引き上げられることになりました。この法律改正により本市におきましても、条例等の中で消費税に関してうたっているものにつきまして、現在も財政部門を中心に見直しを行っているところでございます。そこで今回の審議会におきましては下水道条例の改正内容及び、その後の流れについて、ご説明いたしたいと思えます。

なお、下水道使用料そのものにつきまして、この見直しは平成23

年度の下水道事業審議会におきまして平成24、25、26年度の3年間据え置きと言う答申を頂いておりますので、今回は消費税率の変更のみが条例改正の内容となっております。

それでは2ページをご覧ください。上段は消費税率の改正の経緯でございます。消費税の制度は平成元年4月に税率3%で導入されました。その後平成9年4月からは税率5%に引き上げられまして現在に至っているところでございます。平成26年4月からは8%に、さらに平成27年10月からは10%となる予定でございます。

なお、消費税の引き上げにつきましては、経済状況の激変などにも柔軟に対応する観点から、引き上げの前に経済状況等を総合的に勘案した上で引き上げの停止を含め所要の措置を講じるということとされております。中段でございますが、消費税率と地方消費税率の割り振りを示しております。現行の5%に対しましてこの内4%が国税である消費税、それから1%が都道府県税であります地方消費税というふうに割り振られているものでございます。消費税率が来年4月1日から8%になりますので、そのときは消費税率が国税分6.3%地方消費税分として1.7%に分けられてまいります。なお、この国税である消費税と、都道府県税である地方消費税の用途といたしましては、年金・医療・介護など社会保障と、少子化に対応するための施策に要する費用、いわゆる社会資本に充てるものと明確化されております。

続きまして、下水道条例の改正案についてご説明いたします。2ページの下段に条文を載せております。市川市下水道条例では、第15条使用料の徴収に消費税率の記述がございます。改正案の上の部分が現行の条文となります。読ませていただきますと「市長は別表の定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額を下水道使用料として使用者から徴収する」となっております。以下は省略させていただきます。改正案では「100分の105を乗じて得た額」の部分「消費税及び地方消費税率を乗じて得た額」というかたちで改正させていただく予定でございます。100分の105を100分の108と消費税率だけを変えるのではなく、消費税率が更に上がっていく可能性もありますので、来年度以降消費税率引き上げの際にも新たな条例改正を行わず対応できるというかたちになります。

続きまして、この条例改正の時期と経過措置についてご説明いたします。下水道条例をはじめ消費税率等が条例に記載されているも



の、たとえば市場の使用料ですとか、それから病院関係が該当するようなんですが、こちらにつきましては、本年12月議会に一括で上程する予定でございます。これは、改正消費税法の施行分までに、3ヶ月程度の期間を設けることを目的としております。

次に、下水道使用料の徴収における消費税等の経過措置についてご説明いたします。これは国税庁が示されている方針に従ってまいります。難しいといえますか、複雑な用語がしばらく続きますのでご勘弁いただきたいと思うんですけれども、まず下水道使用料自体どうやって決まっているかと申しますと、上水道が2ヶ月に1回行っている検針のデータに基づいて計算を行っております、手続きとか計算に要する時間とかがありますので、その後1ヶ月後にご請求させていただいているという状況でございます。今回の消費税法の改正では、その経過措置の中で継続的に供給等契約する契約に基づき施工日から平成26年4月30日まで料金の支払を受ける権利を確定するものにつきましては、旧税率が適用されるということになっております。この経過措置の中に、下水道料金も該当してございまして、4月30日までは旧税率が適用される、しかしながら上水道の検針は、通常2ヶ月に1回、月の中旬位に行っておりますので、旧税率が適用されている3月に前回の検針を行った場合次の検針は5月中旬となり、ということで旧税率が適用される3月下旬、4月と、新税率が適用される5月初旬分の使用料まで含まれる、これらにつきまして経過措置がとられているところでございます。今の説明は非常に分かりにくいと思いますので、端的に説明した図がございません。横長の消費税率が変更になるタイミングといったものをお手元に出していただければと思います。原理原則といたしまして、4月1日以降市川市の引っ越された方、新たにそこで下水道使用を開始される方につきましてはいきなり最初から8%で消費税がかかるというかたちでございます。次に3月以前から下水道を使用されている方についてなんですけれども、下水道使用料は2ヶ月に1回の徴収となっております。上水道の検針の翌月に請求させていただいているところでございます。そこでAとBという2つのパターンがございまして水道の検針日が偶数月、奇数月の2つございます。パターンAとして、検針日が偶数月のご家庭、それから事業所の場合でございますけれども、検針は2月にあった場合その次は4月にございます。2月途中から4月途中までご使用されている使用料に

つきましては、5月にご請求させていただいているということでございます。この期間の内4月1日から4月の検針日につきましては、経過措置という扱いになりまして、5月の請求分につきましては5%で取扱させていただくということでございます。この次の4月途中から6月途中までご使用された使用料につきましては7月に請求させていただきましても、この期間からは新税率の8%が適用されるということになります。

次に、裏のページにいただいて、パターンB、検針日が奇数月の場合でございます。この場合、3月に検針というところでございますが、こちらにつきましては4月にご請求させていただく。1月途中から3月途中までの使用料につきまして、4月にご請求させていただくんですけども、これは5%という扱いでございます。3月検針を行って、次に5月に検針をする3月途中から5月途中の使用された使用料につきましては、6月に請求させていただきますが、こちら経過措置と言うことが加わりまして、原則として旧税率の5%が適用されるということになります。その次の5月から7月途中というかたちで使用された使用料につきましては、8月に請求させていただきますけれども、こちらにつきましては、新税率の8%での請求をされるということになります。参考ではございますけれども、市川市内の偶数月の検針箇所といたしましては、南八幡、平田、八幡、湊、湊新田、香取、奇数月の検針箇所といたしましては、新田、市川南、市川、河原、下新宿、妙典となっております。以上、下水道使用料の税率等の経過措置の概要となります。また戻っていただきまして審議会資料(2)でございますけれども、こちらにつきましては消費税率改正に伴う下水道使用料の増加額ということでいくつかのモデルを示しております。基本料金で考えますと2ヶ月の水量が20m<sup>3</sup>、こちらに関しましては現行の5%から8%に上がると増加額は54円というかたちになります。またモデルケースといたしまして、単身世帯、4人世帯、6人世帯それぞれ増加額といたしまして54円、189円、294円という風に消費税が上がってくる計算になります。

最後の4ページでございますけれども、こちらにつきましては総務省から出されております消費税率の引き上げに伴う公共料金等の取扱いについてということで関係する文書を添付しているということでございます。以上下水道使用料における消費税の取扱いに伴

う市川市下水道条例の改正についてご説明をしました。

なにとぞ、法律改正の趣旨をご理解の上市川市下水道条例の改正についてご理解いただきたいと思います。以上でございます。

出口会長： どうもありがとうございました。ただいま事務局からご説明を頂きましたが、委員の皆さんから何か、ご質問、ご意見等ございましたら、頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

はい阿部委員。

阿部委員： 資料の3番の消費税率の改正ということで20㎡1,800円ということですけども、これは前の5%が入った金額ではないんですか。入ってない値段。今度3%増えて単純計算の54円上がりましたよという計算なんですか。

出口会長： 阿部委員のご覧になっているのは3ページの表のことですね。事務局お願いします。

宮本次長： 事務局でございます。1,800円というのは、税が入っていない状況でございます。1,800円に5%で1,890円、8%で1,944円その差が54円というかたちになっております。以上でございます。

出口会長： これで良いですか。その他に何か・・・はい阿部委員。

阿部委員： 平成23年、24年、わたし、審議会に出ているんですがこの時下水道使用料の未払いがいくらあるのですかということで回答をもらったのは、1億4,000万円この回収率はどうですか、ということで5年経過してしまった約6千万円の雑損で処理しているという話を受けましたけれど、この今までの回収状況はどうなっているのか。こういうことを回収しないで、「はい値上げです」という方法をとるのか、それとも5年間どのくらい累積の赤字、未回収のお金があるのか。もう1点は現在千葉県の公共下水道事業の使用料の単価というのがあるんですけど、国の方針として1㎡150円ということで市川市も150円で推移しているんですけども、市川市の近隣を見ても一番安いところが浦安の99円、一番高いところが191円の茂原ですかね。平均が市川市は131円です。この辺をもうちょっと工夫していただいて安くしてもらえれば、値上げを3%しなくても市民に負担はかけなくても済むのではないかという風を感じるんですけども、そのへんのお答えをお願いしたいと思います。

出口会長： 事務局よろしいですか。

宮本次長： 事務局からお答えいたします。まず最近の状況について簡単にご説明します。平成23年度の未納額につきましては、1億160万円くら

いとなっております。また平成24年度につきましては未納額といたしまして1億2000万円程度というかたちになっております。収納額につきましては、昨年度と比べまして300万円くらい減っておるところでございますけれども、収納率といたしましては0.2%の向上というかたちでございます。5ヶ年の欠損の累計額ということでございますけれども3億2000万円というかたちになっております。毎年調定額、下水道使用料としていくらいくらですよということでやっているんですけども、滞納は時効を迎えるまでに5年間、それまで収納している割合というのは99%、単年度では97%くらいでございますけれども、そのあと5年間かけて99%まで上げている。欠損額のうちやむを得ない部分もありまして、引越しに伴う居所不明者、あるいは生活保護直前の方は結構いらっしゃって、生活困窮に伴うものも一定額ございますので、この欠損額を0円にするのは極めて厳しいと考えているところでございます。

使用料の単価についてでございますけれども、工夫して安くする方法はないかと言うご質問だと思います。現在市川市では国の方針で最低150円149.63m<sup>3</sup>、平成24年度のデータでございます。この下水道使用料単価でございますが、有収水量を使用料の収納金額で割り戻して算出いたします。ここで出てくる有収水量とは下水道使用料の料金徴収の対象となった水量です。使用料の単価を安くする方法といたしまして汚水処理費にかかる金額を下げる方法といったものがございます。効率的な維持管理ですとか外部の下水道整備の縮小といったものもございます。国の方針といたしまして、資本費参入率100%越えていない都市すなわち下水道使用料を全部使って建設費全部をまかなえていない都市につきましては、最低限150円を維持する必要があるといったところでございます。以上でございます。

出口委員： はい今の回答でよろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。坂野委員どうぞ。

坂野委員： 先ほどの阿部委員の質問に関連しますが、自治体によってそれだけ下水道料金の単価が違うということは、何か背景があると思われるので、説明していただきたい。それから市川市は雨水下水道に非常にお金がかかっていますが、これがこちらの下水道料金に影響しているのかどうか、この2点においてお尋ねします。

出口委員： 事務局おねがいします。

宮本次長： 事務局よりお話をさせていただきます。全国的な大きな話といたし

まして、下水道使用料が安いところはどこかというところかと言いますと、早期に整備をして終わっているところは安くないっております。例えば、東京都ですとか大阪市、そういったところは戦前からやっております、例えば当時1万円で工事をしたと、それは明治の頃のことなんですけれど、その頃は莫大な額なんだけれども今となつては非常に安い、これは極端な例でございますけれども、そういったものがございまして、早期に着手したところは安くなっている傾向がございまして、あと人口が減っているところといたしまして、過疎地に関しましては相対的に処理費が上がっています。機械自体の建設費といたしましては維持管理費とか、そういったことに関しましてはいくら流入水人口が減ってきたとしてもある程度は必要。またそれを割り戻すときの人だとかあるいは水量とかそういったものに関していくと相対的に大きくなるということもございまして、そういったところに関しましては大きな負担のところも実際ございます。大きなところ、小さなところ額が全然違うのはそういったことで、ひとつ端的な例としてございまして、それから雨水の影響でございましてけれども一応原理原則といたしまして汚水は私費、使用者が自ら払う、雨水は公費、要するに税金でまかなうといったことになっております。原理原則で行きますと雨水の影響で下水道会計が圧迫されるかと言うと、それは考えられないというそういったかたちになるかと思われまして、一部菅野地域のように合流部分に関しましては、雨水の影響も出て参りますので、そのへんにつきましては、検討する必要があるといったところでございまして、以上でございます。

出口会長：

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。副会長どうぞ。

金子委員：

わたし、下水道の審議会は初めてなんですけれども、これを何で、報告で議題にしないのかな。12月議会で消費税分の公共施設の議案を出すわけでしょ。議会では議決をお願いするわけでしょ。その前段の審議会でなぜこれを議題として「皆さん審議してください」という風にやらないんですか。そのへんが良く分からないのと、あと奇数、偶数の検針ですね、これは人がいないからこういう風にとっているっていえばそうなんですけれども、これもちょっと不公平感を感じますよね。

それから、水道と下水道と一緒に検針すればもっと人手も少なくすむんじゃないかと、そういうことも言われているんですがその辺の状況はどうなっているのか教えてください。

出口会長： 事務局お願いします。

宮本次長： 事務局から回答させていただきます。なぜ報告かという最初のご質問でございますが、これは国のほうで消費税を上げるということはもう決まっていることでございますので、どうしようもないということをご認識して報告とさせていただいたところでございます。

2点目でございますが、偶数、奇数の問題でございますが、1か月分ぐらいの不公平があるかもしれませんが、これはもうやむを得ないのではないかとこのところでございます。

あと、下水道と水道の検針についてお話があったと思うんですけども、検針につきましては水道のみ検針がありまして、下水道には検針というものがございません。水道の検針の結果をいただきまして、こちらで計算をして下水道料金というかたちで請求させていただいているということでございます。以上でございます。

出口会長： よろしいでしょうか。

金子委員： 消費税の決定はされている、それは皆さん理解しているわけですよ。ここの審議会でなぜ議題として「決定されているから、皆さんご理解いただきたい」という形で議題として正式に出せばいいんじゃないですか。議会では議題として出して議決をお願いするわけですよ。審議会というのは、意見を聞くだけだと、こういう審議会なんですか。「これは値上げします」って、「もっと下げる方向で3%上げなくてもいいんじゃないか」って、こういう意見も聞くだけなんですか。やっぱりちょっと議題としてしっかりあげてね、審議会として「国が決めているし、市がこれ上げなかったら、一般会計から出さなければいけないんだ」と、そういうことなんですよ。そういうこともちゃんと説明しないと皆さん納得いかないと思いますよ。今、何でも上がるわけですから、ちゃんと、やっぱり議題として出して皆さんにちゃんと説明して、それで審議会として「まあしようがないな」ということで議会にあげるっていうかたちになるんじゃないの。私は初めてだから分からないけどね。そういう手順をふまえないと。議論しなくて良いことになっちゃうでしょ。決まったことですから。我々何のために審議するんですか。

出口会長： 事務局、何かコメントをお願いします。

東條部長： 水と緑の部長の東條でございます。

今回の消費税アップの件につきましては、先ほど宮本のほうから説明しましたとおり、国で決まったということで、審議会で諮問す

るかどうか内部でも色々検討したんですけれども、諮問ということになりますと、やはり答申をいただくということになりますので、もしこの3%のアップをここでしないと言うことになると、使っていない方からも3%分を払ってもらわなくてはならなくなるという、そういう方向性が見えていましたので、今回は、短い期間で、下水道料金を今の1,800円が本当に適切なのかということを見極めるのは結構大変なことでしたが、先ほど説明があった国の基準からしてもほぼ同水準でいっているということですので、今回、料金自体の見直しは行わないで、率だけを上げさせていただいたという経緯がございます。その辺の説明不足で、大変申し訳なかったですけれども、そういう検討経過がございましたので、どうぞご理解いただければというところでございます。以上でございます。

- 金子委員：                   それを最初に説明すればいいんですよ。
- 出口会長：                   よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。坂野委員どうぞ。
- 坂野委員：                   質問ではなく事務局への要望ですが、資料が届いて、見ても、一体これは何を審議するのか分からない。資料を送付するときに、審議会を開く趣旨、つまり、報告なのか審議事項なのか、審議であればどういったことを論点にするのか明記していただきたい。例えば、消費税に関することだと「消費税増税に伴い下水道料金を引き上げるためには条例改正が必要であり、12月議会でその承認が必要になるため審議会を開く」と書いてくれれば、受け取った側も非常に分かり易い。そのへんについて、今後資料を送るときには配慮していただきたい。次に、先日事務方から「審議会で質問があるなら事前にください。当日回答します。」という電話がありました。これは他の委員も皆さんそういう連絡が来ているのかと思ったら、来ていない。そういうことをするのであれば全ての委員に同じように「質問ありますか」ということを尋ねるべきだと思います。それと資料が届くのが遅いので、事前に資料に目を通し調べる時間が足りない。もう少し早くいただきたい。
- 出口会長：                   事務局何かありましたら。
- 宮本次長：                   ご意見ありがとうございました。今後反映していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 出口会長：                   はい、その他ご質問、ご意見などありましたら。石井委員どうぞ。
- 石井委員：                   ただいまのご意見はもっともだと思うのですが、わたし達審議会委員も大人なんですから、資料が届いたときに、どういうことを審

議するのか説明してくださいとか問い合わせたいことがもしあるならば、各々個人で事務局へ質問すればいいと思うんです。事務局からの説明が無いといちいち言うことではなく、もっと自主的に、資料が郵送されたら、自分はどんな質問がしたいのか、どういう点が疑問なのか、委員自らが問い合わせることも大事なんじゃないかと思うんですよ。やってもらわなきゃ、言ってもらわなきゃなんて少し子どもっぽいのではないでしょうか。資料が届いたら速やかに目を通して、自分で、おかしいな、これ何だろうって思ったらやっぱり自分の方から積極的に問い合わせるなど、そういう姿勢がわたしはほしいと思います。以上です。

出口会長： 分かりました。事務局どうぞ。

宮本次長： ありがとうございます。今後は、審議する案件、報告する案件を分かるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

出口会長： それでは、他いかがでしょう。特によろしいでしょうか。

消費税の取り扱いということにつきましては、国で決められていることですから、わたしたちがとやかく言うよりも不公平感があまりないようにとすることで、市当局には対応していただかなければならないと思います。その報告が2件ございましたけれども、いずれも本委員会で質疑していただいて、報告を了承とさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

### (3)その他

出口会長： 大きな内容はこれで終わりました。その他という表題がございますが事務局から何かございますか。

事務局： 平成25年度市川市下水道事業審議会につきましては今回で終了の予定でございます。色々なご意見を委員の方より多数いただきましたが、その他審議会の対するご意見等ありましたらお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

出口会長： 阿部委員どうぞ。

阿部委員： 最近大雨が降って、1時間に50ミリ近くの対応できないような、下水道の処理・・・現実にも80・100という大雨が降って陥没したり、大洪水になったりしている現状なんですけれども・・・将来市川市



は50じゃなくて80くらい対応できるようなことをお考えなのかと。

出口会長：

今の阿部委員のご質問にはどちらが回答されますか。

森田課長：

河川・下水道整備課長です。雨水対策と言うことでございますが今市川市におきましては、言われましたとおり計画時間最大50ミリという雨に対しまして、排水できるような施設整備を進めているところでございます。なぜ50ミリ対応なのかと言う根拠につきましては、下水道の指針と言うのがございますがその中で日本の中でも雨の降り方というのは、北から南まで差異がございます。傾向といたしましては、北の方はそんなに大雨は降らない、南の方の九州・四国は大雨が降るというところでございますか。それに対しまして整備水準といたしまして国のほうからは下水道を整備するのにあたり5年に1度の大雨に対応できるような施設の計画を想定して整備するというところでございます。この5年に1度の大雨というのが本州の緯度で申しますと東京近郊をはじめ大阪ですとかにおきましては概ね50ミリ対応ということになってまいります。ですので、まず5年に1度の大雨に対応するというで50ミリ対応を整備しているところでございます。これが下水道工事着手の早い政令指定都市等におきましては50ミリ対応がほぼ整備済である、あるいは終わっている等の状況から、その次の段階といたしまして、整備水準を上げていくという方針が基本적으로ございます。具体的には5年の次は10年に一度の大雨を想定して整備を行うのが一般的であり、そういった計画で着手しているところもございます。基本的に治水対策、浸水対策につきましてはもうこれで十分であるというようなものはなく、段階的にグレードアップを図っていくもので終わりが無いものと考えております。その点につきましては時間がかかるものでございませうけれども、まずは50ミリ対応の全域整備を目指しまして、その次の段階としてグレードアップを検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

出口会長：

どうぞ。

坂野委員：

運営に関してのお願いなんですけれども、今名札がこうやってついていますけれども見てもどういった立場の委員として参加されているのか分からないんですね。やはり、やっぱり我々は意見を言うときどういう立場の方がどういう知見に基づき意見を言っているのか、それによって受け止め方が変わってくるので、それでこちらの方に表があるんですが市民の代表でも、私のように公募で選ばれた人、

団体の代表で選ばれた方とか色々いらっしゃると思うんですけどもそういったところも明らかにしていただいたほうが良いなど。検討していただきたい。

出口会長： 今の件、ご検討していただくということをお願いしたいと思いません。

事務局： ただいまのご意見につきましては今後内部で充分検討し調整させていただきますと、ご了承ください。

最後に水と緑の部、部長の東條よりご挨拶させていただきます。

東條部長： 水と緑の部、東條でございます。本日は大変お忙しい中、第2回下水道事業審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。今回市長が他の公務で出られませんでしたのでわたしの方から一言お礼のご挨拶を申し上げます。

平成25年7月委員の改選がございまして15名のうち、11名の方が交代されたということでございました。ご存知のこととは思いますが、下水道事業の運営につきましては、本審議会において、市民の方や専門家の皆さんからご意見ご要望をいただきまして事業を推進していくことになっております。現在市川市においては下水道普及率については、この審議会の中でも出ましたけれども平成24年末で69.8%と近隣市と比較しても大変低い状況でございます。

また今年は例年になく自然災害が多くて、市川市でも先の26号の台風により各地で浸水がしております。このような状況でございますので下水道の汚水の整備は勿論のこと、雨水の整備についても市民の方々からのご要望がますます高まってくるのではないかなと思っております。今後とも引き続き江戸川左岸流域関連下水道の整備を推進していくこととなります。外環道路と都市計画道路3・4・18号というのがございまして、ここに流域下水道幹線の松戸幹線、市川幹線が入りまして供用できるようになりますので、これから重点的に市の北部地域を整備していくこととなります。皆さまにも色々ご意見を伺いたいと思っております。

また、下水道経営の合理化を図っていかねばならないということで、企業会計を導入していこうという動きもあります。この検討もこれから進めていきますので、その辺の適切なアドバイスをいただければと思っております。

このように下水道事業は色々な課題がございしますが、ご理解いただき、今後皆さまのご協力をお願いいたしまして、お礼の言葉に変

えさせていただきます。今日はありがとうございました。

出口会長：

どうもありがとうございました。今後下水道事業審議会に関する連絡事項等多々出てくると思いますが、もう少し早く資料をいただければといった意見も出ましたが、事務局のほうも審議会の準備等色々大変とは思いますがよろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

【 午後 4 時10分閉会 】